

令和7年2月18日

各公害医療機関 御中

横浜市健康福祉局

公害診療報酬請求及び主治医診断報告書料等請求に係る 支払日の変更及び支払通知の廃止について

日頃より公害健康被害補償事業に御理解いただき、誠にありがとうございます。

横浜市の公害診療報酬請求及び主治医診断報告書料等請求について、事務手続き等の都合等により、下記の通り見直すこととなりました。

皆様には御面倒をおかけいたしますが、御協力の程お願い申し上げます。

1 支払日の変更

令和7年3月より、支払予定日を「請求月の月末」から「請求月の翌月10日」に変更します。

※10日が休日の場合は、前倒しでの支払となります。

※意見照会の為の返戻等により、支払までに時間がかかる場合があります。

支払日変更後の日程

審査月	請求書提出期限 (休日に重なる場合は前倒し)	支払予定日 (休日に重なる場合は前倒し)
令和7年3月	3月10日(月)	4月10日(木)

2 支払通知の廃止

令和7年5月支払分より、支払通知を廃止します。

※公害診療報酬請求に関し査定、保留、返戻の際には別途通知を送付いたします。

3 通帳等への支払内容の確認方法

口座振替による支払の為、従来通り次の内容が通帳等へ記載されますので、下記の通帳記載文字をご確認ください。

- ・通帳記載文字：「公害診療報酬請求」 → 「ヨコハマシコウガイイリヨウ」
「主治医診断報告書料等請求」 → 「ヨコハマシコウガイホウコクショ」

※金融機関により記載可能文字数等が異なるため、途中までの記載となる場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

健康推進課（公害保健担当）

T E L : 045 (671) 3824

令和7年2月18日

各公害医療機関 御中

横浜市健康福祉局

公害調剤報酬請求に係る支払日の変更及び 支払通知の廃止について

日頃より公害健康被害補償事業に御理解いただき、誠にありがとうございます。

横浜市の公害調剤報酬請求について、事務手続き等の都合等により、下記の通り見直すこととなりました。

皆様には御面倒をおかけいたしますが、御協力の程お願い申し上げます。

1 支払日の変更

令和7年3月より、支払予定日を「請求月の月末」から「請求月の翌月10日」に変更します。

※10日が休日の場合は、前倒しでのお支払いとなります。

※意見照会の為の返戻等により、支払までに時間がかかる場合があります。

支払日変更後の日程

審査月	請求書提出期限 (休日に重なる場合は前倒し)	支払予定日 (休日に重なる場合は前倒し)
令和7年3月	3月10日(月)	4月10日(木)

2 支払通知の廃止

令和7年5月支払分より、支払通知を廃止します。

※査定、保留、返戻の際には別途通知を送付いたします。

3 通帳等への支払内容の確認方法

口座振替による支払の為、従来通り次の内容が通帳等へ記載されますので、下記の通帳記載文字をご確認ください。

- ・通帳記載文字：「公害調剤報酬請求」 → 「ヨコハマシコウガイリヨウ」

※金融機関により記載可能文字数等が異なるため、途中までの記載となる場合があります。

【本件に関する問い合わせ先】

健康推進課（公害保健担当）

TEL：045（671）3824